

令和 3 年度 第 1 回南部町介護保険運営協議会

報告事項 5

介護サービス事業者に対する実地指導について

日時 令和 3 年 11 月 11 日（木） 午後 6 時
場所 南部町健康センター 集団指導室

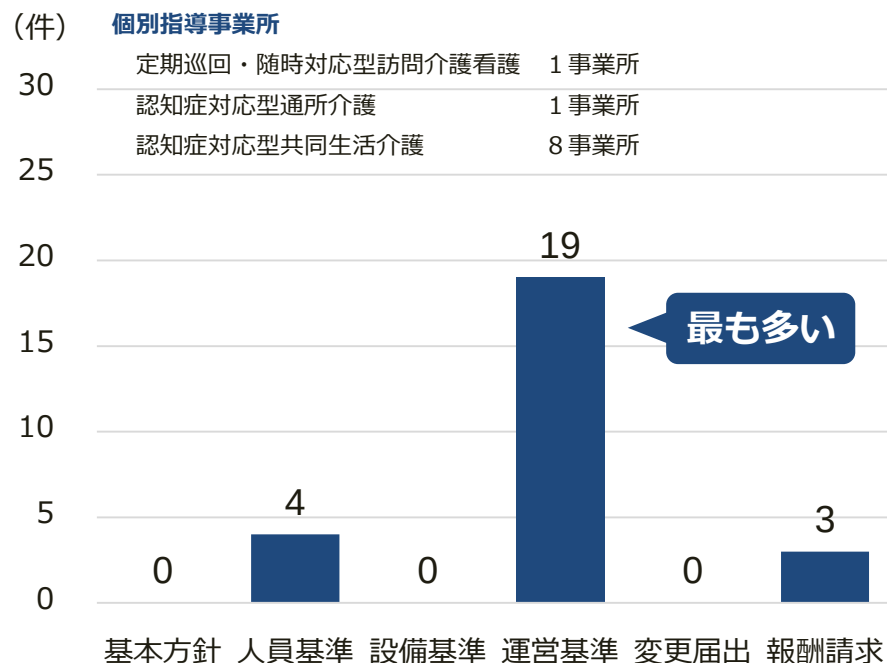
南部町介護保険運営協議会

令和2年度介護サービス事業所に対する実地指導（結果）

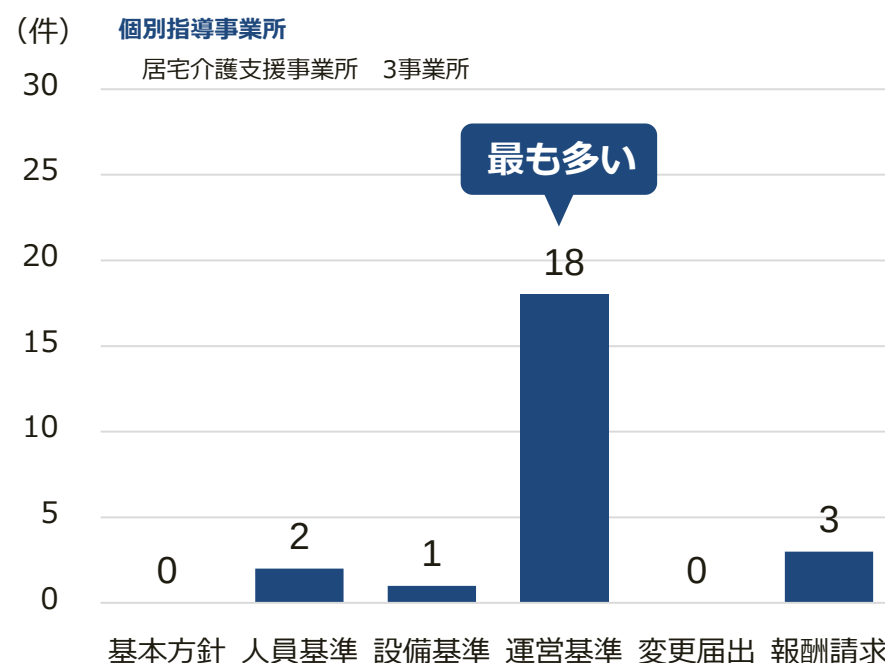
地域密着型サービスは10事業所、居宅介護支援事業所は3事業所の個別指導を行い、終了後、結果通知を送付し、「文書・口頭指摘」「文書指摘」「口頭指摘」を行いました。

指摘事項の種類別では「運営基準」が最も多く、次いで「人員基準」「報酬請求」となっています。

地域密着型サービス事業所指摘事項（令和2年度）



居宅介護支援事業所指摘事項（令和2年度）



令和3年度介護サービス事業所に対する実地指導

介護保険法第23条及び関連する南部町条例・要綱等に基づき、地域密着型（介護予防）サービス事業者及び居宅介護支援事業所に対して、介護給付等に係るサービスの内容及びサービスの質の確保並びに介護給付等の適正化を図ることを目的として指導を行います。

地域密着型サービス事業所

● 集団指導（講習方式）

時期 令和3年8月、令和4年3月
内容 介護給付対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、過去の指導事例など
対象者 町内すべての地域密着型サービス事業所

● 実地指導（個別指導）

時期 令和3年10月～令和4年1月
内容 運営に関する事項、介護報酬に関する指導
対象者 3事業所
結果 改善が必要と認められる指摘事項があった場合は、早急に改善を依頼し、報告書の提出を求めます。
また不適正な報酬算定が行われている場合は、過誤調整を行うよう指導します。

居宅介護支援事業所

● 集団指導（講習方式）

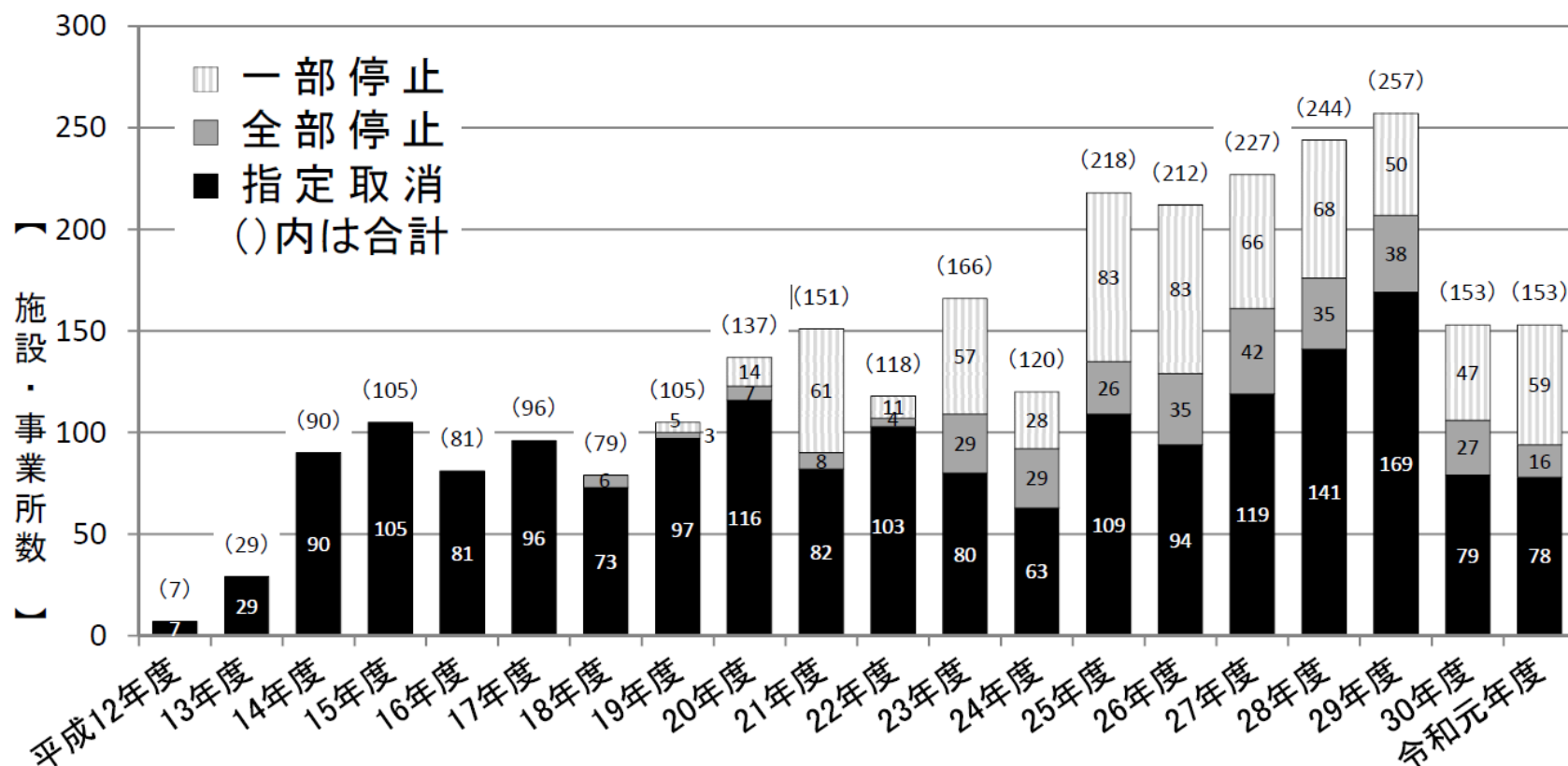
時期 令和3年8月、令和4年3月
内容 介護給付対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、過去の指導事例など
対象者 町内すべての居宅介護支援事業所

● 実地指導（個別指導）

時期 令和3年10月～令和4年1月
内容 運営に関する事項、介護報酬に関する指導
対象者 3事業所
結果 改善が必要と認められる指摘事項があった場合は、早急に改善を依頼し、報告書の提出を求めます。
また不適正な報酬算定が行われている場合は、過誤調整を行うよう指導します。

(参考) 指定取消・効力の停止のあった介護保険施設

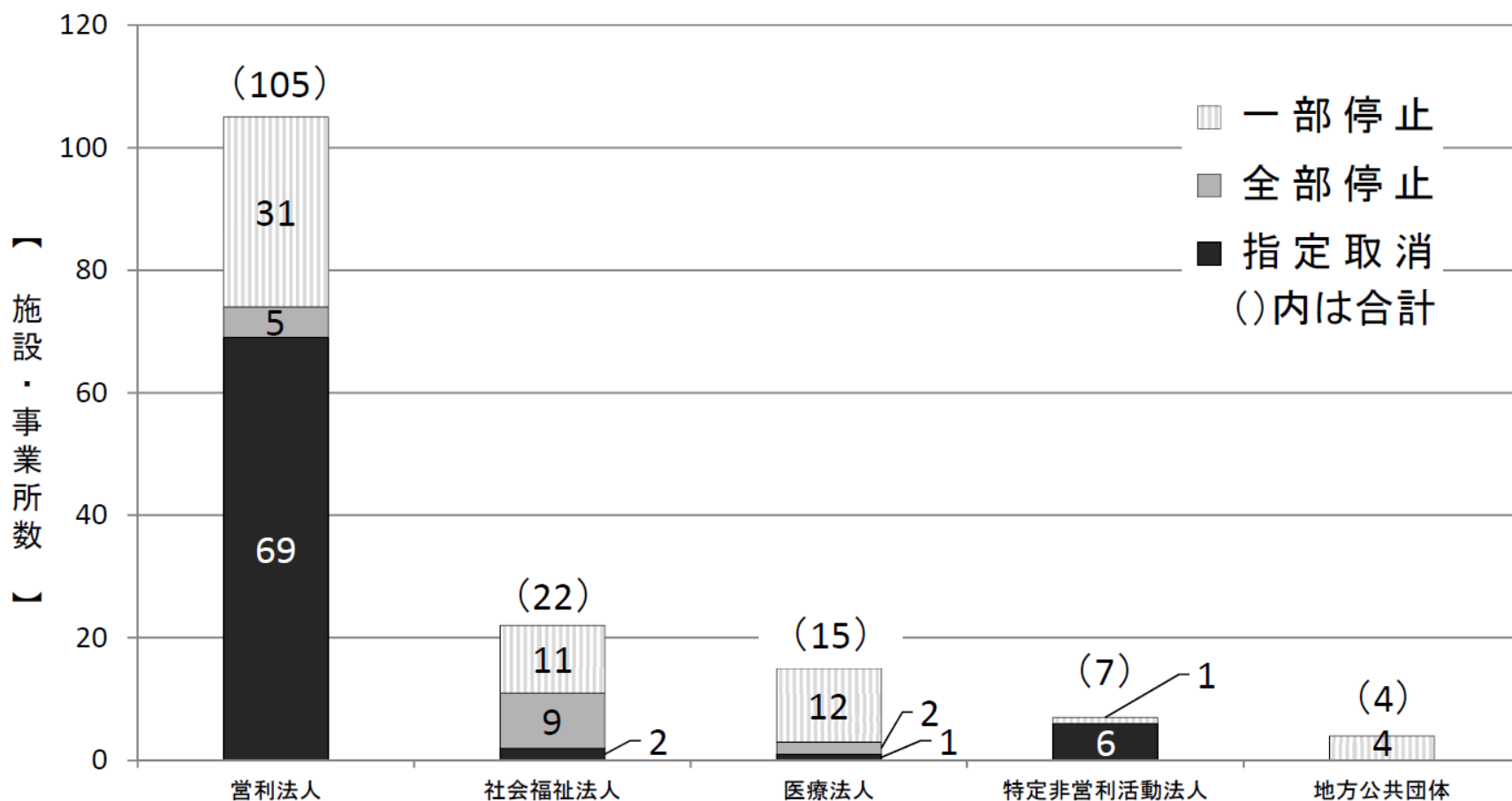
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2,748事業所



- 注: 1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

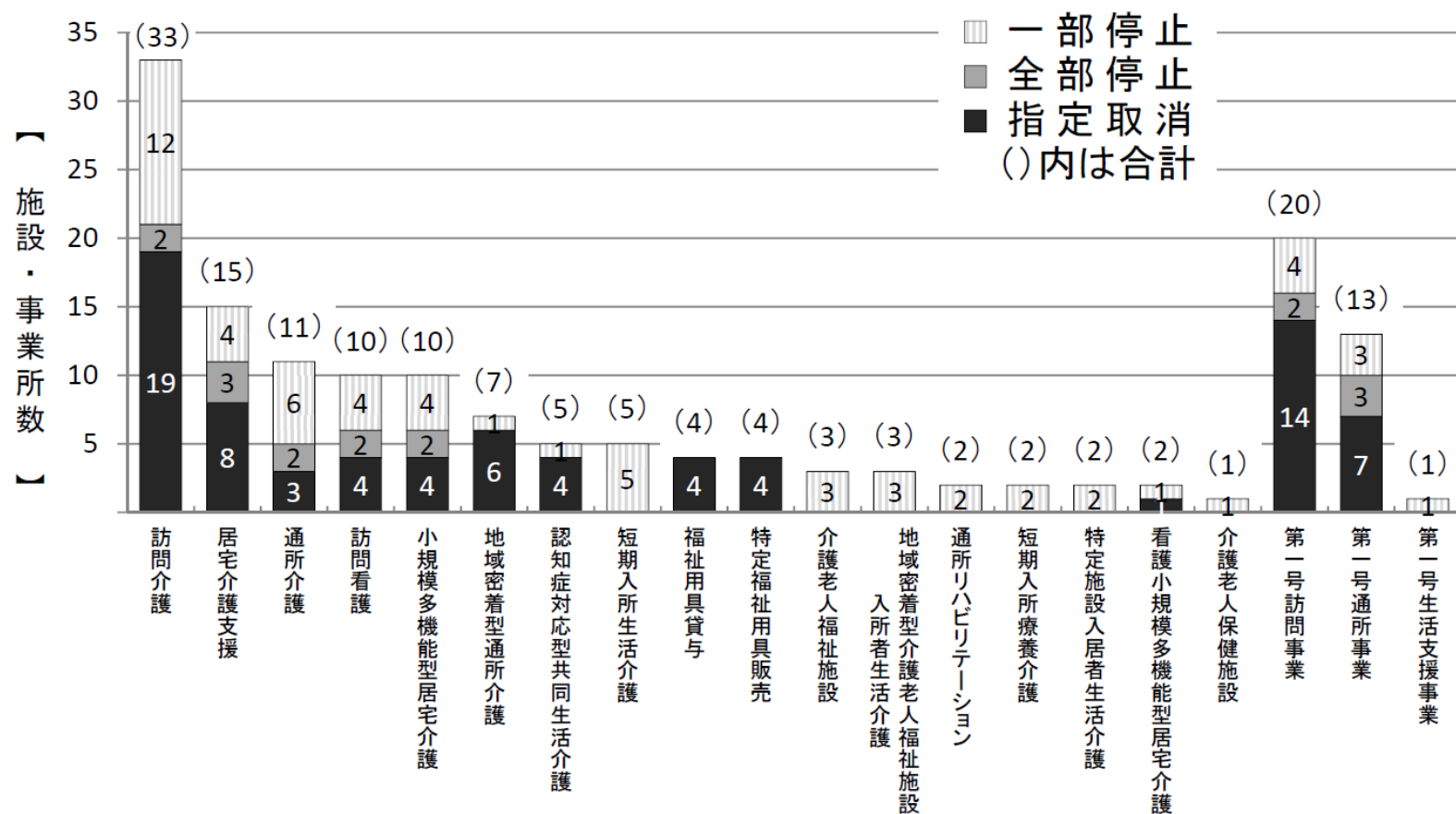
法人種類別

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 153事業所



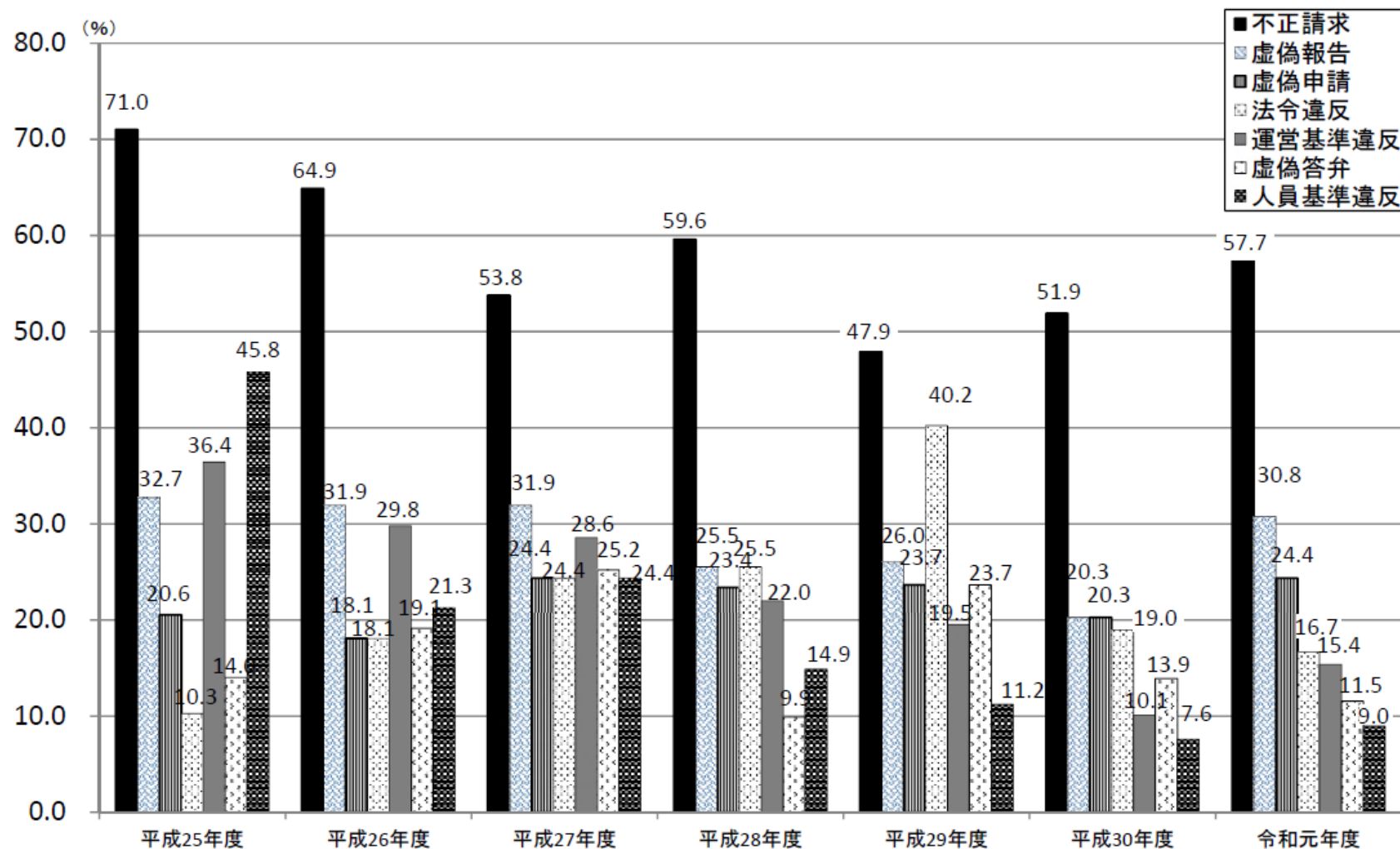
サービス種類別

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 153事業所



注: 1) 各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

指定取消での主な処分事由の年次推移



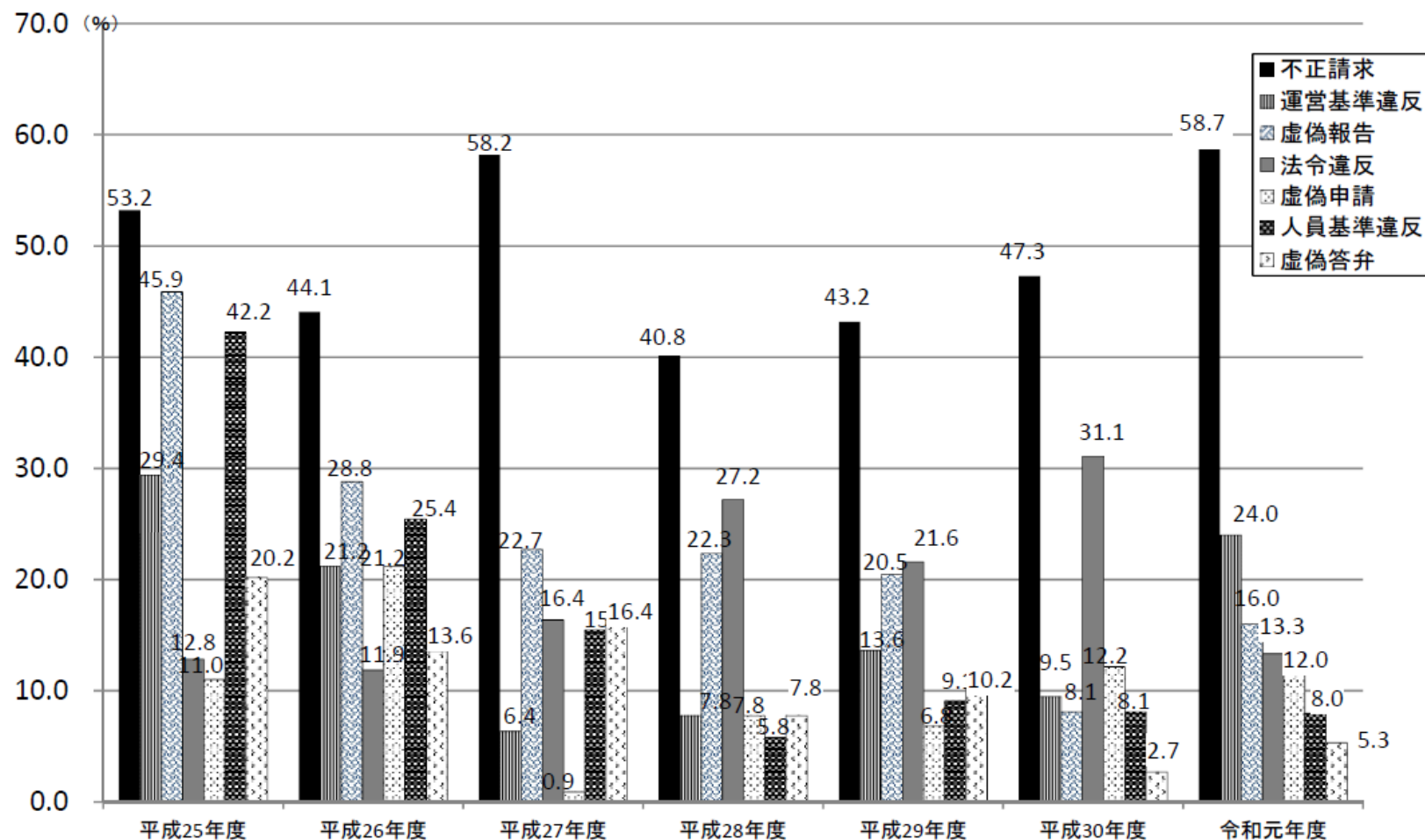
注：1) 各年度の指定取消件数を100としたときの割合である。

2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

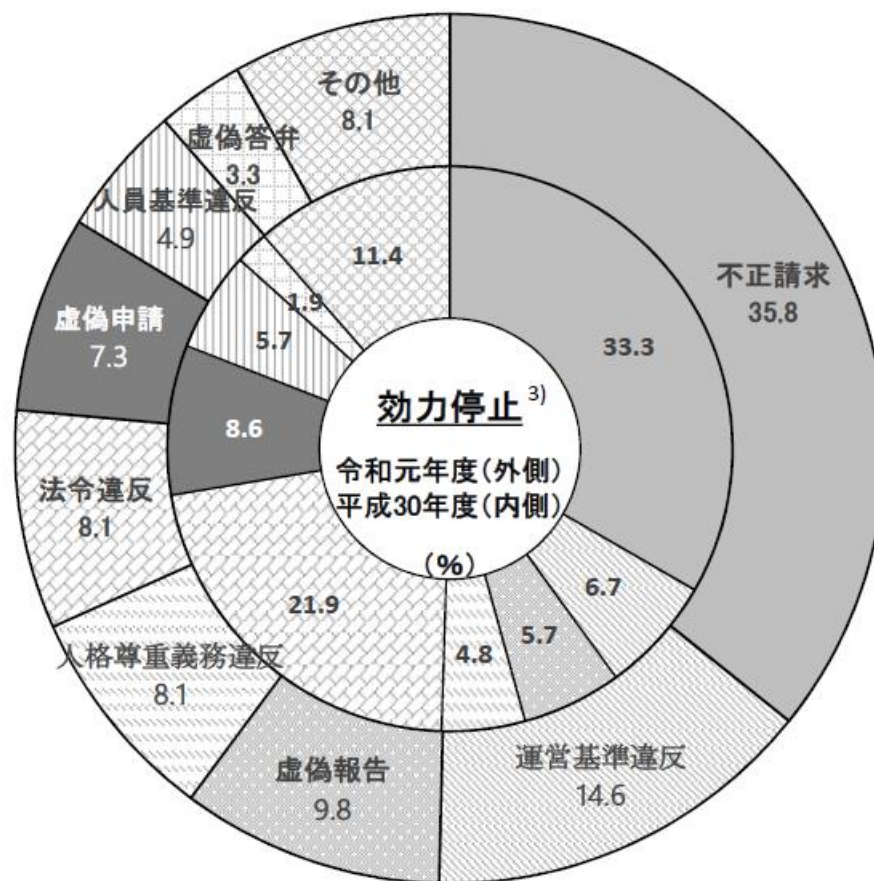
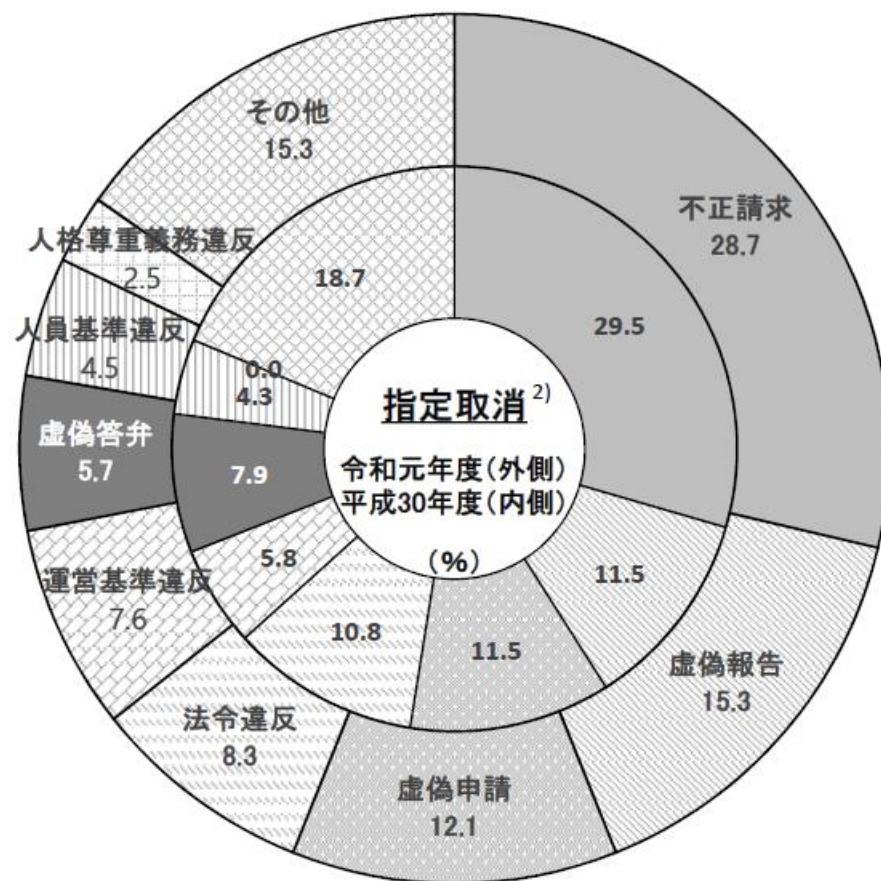
資料：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和3年3月9日）

指定の効力の停止での主な処分事由の年次推移



- 注：1) 各年度の指定の効力の停止件数を100としたときの割合である。
 2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。
 3) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 4) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

指定取消・効力の停止処分での処分事由



注：1) 指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。

2) 指定取消には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

3) 効力停止は、指定の効力の一部停止と全部停止を合算したものである。